

介護扶助通信 第9号

令和3年9月27日
大分市福祉事務所
生活福祉課医療・介護担当班
TEL097(537)5621

平素より、生活保護制度に対するご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

みなし2号（H番号）の方のケアプラン作成にあたって

被保険者番号が H から始まる方（みなし2号）の介護サービスの給付については、居宅介護支援費（介護予防支援費）を含め、全額生活保護（介護扶助）により給付を行っています。

そのため、プラン作成やサービス利用にあたっては、通常の介護保険制度のルールに加えて、生活保護制度独自の制約を受けることとなります。

（参考：介護扶助の対象者の区分）

被保険者の区分	被保険者の資格要件	給付の対象者	給付のイメージ	法の優先順位
第1号被保険者	65歳以上	要介護等状態となった者	介護保険＋生活保護 介護保険（9割） 介護扶助（1割） 支給限度額	介護保険優先
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の公的医療保険加入者	特定疾病により、要介護等状態となった者	介護保険＋生活保護 介護保険（9割） 介護扶助（1割） 支給限度額	介護保険優先
被保険者以外の者（みなし2号）	40歳以上65歳未満の公的医療保険未加入者	特定疾病により、要介護状態等となった者	生活保護のみ 介護扶助（10割全額） 支給限度額	障害福祉サービス優先

みなし2号（H番号）の方が障害福祉サービスを利用する際のケアプラン（1） －障害福祉サービスのケアプランへの位置づけ－

みなし2号（H番号）の方については、上の表の『法の優先順位』にあるように、利用可能な障害福祉サービスが存在する場合には、原則として、障害福祉サービスを優先し、利用していただくこととなります。

なお、そのうえで、障害福祉サービスで提供されない内容の介護サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション等）を利用する必要がある場合には、障害福祉サービスと介護扶助によるサービスを併用して利用することとなります。

その際、障害福祉サービスについても、ケアプランへの位置付けが必要です。



みなし2号（H番号）の方が障害福祉サービスを利用する際のケアプラン（2） －障害福祉サービスを利用する際の区分支給限度額－

みなし2号（H番号）の方が障害福祉サービスと介護扶助によるサービスを併用して利用する場合、介護保険制度で定める区分支給限度額から障害福祉サービスの利用分を差し引いた金額の範囲内で、介護扶助によるサービスの利用調整を行う必要があります。*

*介護保険制度には相当するものがない障害福祉サービス固有のもの（同行援護、行動援護、生活訓練等）については介護扶助の支給限度額に関係なく利用できます。

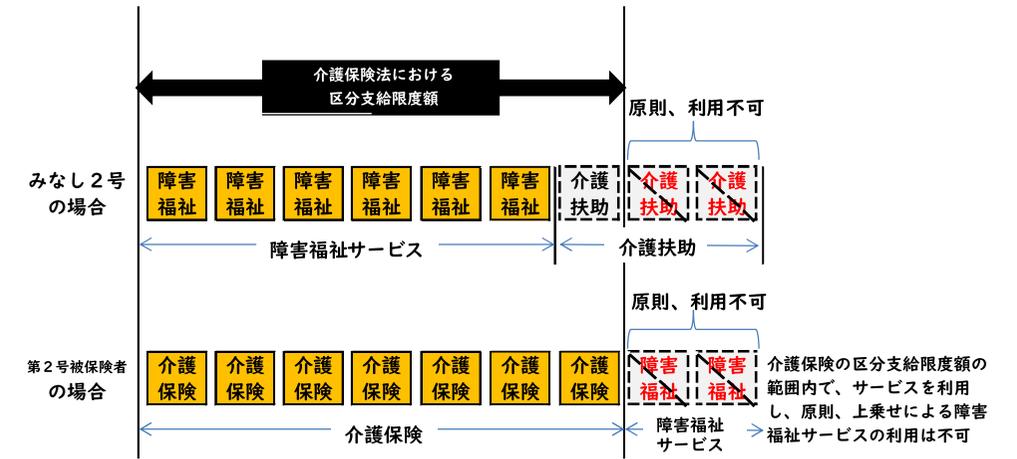
介護扶助の支給限度額＝介護保険制度で定める区分支給限度額－障害福祉サービスの利用分（※）

（※障害福祉サービス利用分については、仮に介護保険で同様のサービスを利用した場合を想定し、金額の換算をお願いします。）

【例】要介護5、障害福祉サービスによるヘルパー（身体介護・生活援助）を月28回利用
要介護5の区分支給限度額〈362,170円〉－障害福祉サービスの利用分〈131,910円〉
＝介護扶助による支給限度額〈230,260円〉

あくまで障害福祉サービスを優先利用といったルールであり、障害福祉サービスに上乗せして介護扶助によるサービスが利用できるといったことではないといった点で注意が必要です。

これは、みなし2号（生活保護）の方と第2号被保険者との間のサービスの給付量の均衡を図るためのルールとなっています。



なお、原則のルールでは、必要な量の介護サービスを確保できないと認められるときには、福祉事務所に相談をしてください。

お知らせ

「介護保険負担割合証」について

介護保険被保険者証の写しやサービス利用票・別表などのほかに「介護保険負担割合証」（利用者負担割合1～3割が記載されたもの）の写しの提出をいただいている居宅介護支援事業者がごいますが、「介護保険負担割合証」の写しについては、福祉事務所（ケースワーカー）への提出は不要です。

生活保護受給中の場合、利用者負担割合はすべて1割となりますが、万が一、「利用者負担の割合」の欄に1割以外の記載がある場合には、ご連絡願います。